

長崎県建築物木材利用促進協定実施要領

(趣旨)

第1 県は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第15条の規定に基づき、事業者等（以下「実施主体」という。）が建築主である建築物における木材の利用に関する構想、その他の事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想（以下「建築物木材利用構想」という。）を定める場合、県と当該建築物木材利用構想を達成に資するための協定を締結するのに必要な事項を定める。

(構想の内容等)

第2 実施主体の建築物木材利用構想は、法及び県が定める「長崎県建築物等木材利用促進方針（令和4年5月12日施行）」（以下「指針」という。）に即し、木材の利用を促進することを県に表明するものとする。

(実施主体の要件)

第3 協定を締結しようとする実施主体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 一定の目的を持ち、継続的に事業活動を行う者
- (2) 建築物木材利用促進構想を持っており、長崎県と協定を締結する意向のある者
- (3) 国内外の法令に反する業務を行っていない者及び暴力団等に関与していない者

(事前相談)

第4 協定締結を申入れようとする者は、第5の申入れ書の提出前に、協定の概要等を県に相談するものとする。

- 2 県は、協定締結が円滑に進むよう努めるものとする。

(協定締結に係る申入れ)

第5 協定の締結に関する申入れ書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

- 2 前項の規定により提出される協定締結に関する申入れ書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 長崎県建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書（別記様式第1号）
- (2) 誓約書（別記様式第1号別紙）
- (3) 実施主体が法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人の場合は、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
- (4) その他知事が必要と定める書類

(協定締結の判断基準)

第6 県は実施主体から第5により協定締結の申入れがあった場合は、次の各号に掲げる要件に照らして適当か確認し、締結の可否について判断するものとする。

- (1) 第3による実施主体の要件を満たしていること。
- (2) 法の目的及び指針の実現に資する取組であること。
- (3) 各種法令に違反しないこと。
- (4) 長崎県内での取組である又は、長崎県内を含む取組であること。
- (5) その他必要と認められる事項

2 県は、前項により判断した結果を実施主体に通知するとともに、適当と認められるものについては、協定を締結するものとする。

(協定の内容等)

第7 第6により協定の申入れが承認された実施主体は、協定書を県に提出し、県と協議の上、協定書を決定する。

2 協定は、次の各号に掲げる事項を内容とし、別記様式第2号を標準とする。ただし、関連する地方自治体等がある場合は、別記様式第2号を準用し、別途協議の上、決定する。

- (1) 協定の名称
- (2) 協定の目的
- (3) 実施主体の建築物木材利用促進構想（木材の利用に関する構想）
- (4) 構想の達成に向けた取組の内容
- (5) 構想の対象区域(県内又は国内)
- (6) 協定期間
- (7) その他必要と認められる事項

3 協定の期間は、協定締結の日から5年以内とする。

(協定の変更)

第8 県と協定を締結した実施主体（以下「協定締結者」という。）は、協定の内容を変更する場合は、別記様式第3号により県に協定変更協議書を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定変更協議書の提出があった場合には、その内容を精査し、変更の可否について判断するものとする。

3 県は、前項により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の変更が妥当と認められる場合には、別記様式第4号を標準として変更協定を締結するものとする。ただし、関連する地方自治体等がある場合は、別記様式第4号を準用し、別途協議の上、変更する。

(協定の更新)

第9 協定締結者は、協定期間満了後も協定期間のみを更新して協定を継続する場合は、別記様式第5号により県に協定更新協議書を提出しなければならない。

2 前項による協定の更新が妥当と認められる場合は、県は協定の更新を協定締結者に通知し、別記様式第4号により締結するものとする。ただし、関連する地方自治体等がある場合は、別記様式第4号を準用し、別途協議の上、更新する。

(協定の終了)

第 10 協定締結者は、協定期間満了前に協定の解消を行う場合には解消日の 1 月前までに、別記様式第 6 号により県に協定解消の届出書を提出しなければならない。

2 前項による協定の終了が妥当と認められる場合は、県は協定の解消を協定締結者に通知する。

(活動支援及び広報活動)

第 11 県は、協定を締結した場合は、協定に定められた取組を促進するため、協定締結者に活用できる支援制度や木材利用に係る情報を提供するように努めるものとする。

2 県は協定の締結内容等を個人情報の取扱いに十分注意し、インターネット等により情報の発信に努めるものとし、公表事項は次のとおりとする。

(1) 協定の名称

(2) 協定の対象区域

(3) 協定の有効期間

(4) 協定に参加する者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)(事情変更による協定の取り消し等)

第 12 県は、協定を締結した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、協定の取り消し、又はその協定の内容を変更することがある。ただし、既に経過した期間にかかる部分については、この限りでない。

(補則)

第 13 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 10 日から施行する

※整理番号	
-------	--

※長崎県が記入

年 月 日

長崎県建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

長崎県知事 様

申入れ者 所在地
氏名又は法人の名称
代表者 職・氏名

長崎県建築物木材利用促進協定実施要領第 5 により、次のとおり、協定の締結を申入れます。

1 建築物木材利用構想の内容等

構想の内容	※構想の内容がわかるように具体的な建物名や取組内容等を記載すること。	
構想の達成に向けた取組の内容	※構想の達成に向けた取組について記載すること。	
長崎県産材の利用について	※建物において、主要構造部や内装等に○%県産材を使う等の数値目標や取組内容を具体的に記入する。	
構想の対象区域	※構想の対象区域を記載。(長崎県内又は長崎県内を含む区域であること。)	
取組の実施期間	※構想が実現するまでの期間を記載すること。 年 月 日～ 年 月 日	

2 連絡先等

担当者の職氏名		
所在地	〒	
連絡先	電話	ファックス
	電子メール	

3 添付資料

- (1) 誓約書(様式第 1 号別紙)
- (2) 申請者の概要がわかる資料
(法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し等)
- (3) その他知事が必要と定める資料

備考 本様式で足りない場合は、別紙を添付すること。

誓 約 書

私(当法人)は、以下に掲げる項目に該当していないこと及び今後についても該当しないことを誓約します。

- 1 役員等（申入れ者が個人である場合にはその者を、申入れ者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（（平成 3 年法律第 77 号）以下、「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）である者。
- 2 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

年 月 日

長崎県知事 様

所在地
氏名又は法人の名称
代表者職・氏名

様式第 2 号

建築物木材利用促進協定書（仮称）（雛型）

実施主体（以下、「甲」という。）と長崎県知事（以下、「乙」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下、「法律」とする。）第 15 条第 1 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第 1 本協定は、法律及び「木材利用の促進に関する指針」に即し、甲及び乙の連携及び協力により、建築物木材利用促進構想（以下、「構想」という。）の達成に寄与することを目的とする。

（甲による木材の利用に関する構想）

第 2 ※構想の内容を記載

（構想の達成に向けた取組の内容）

第 3 構想の達成に向けた取組は、次のとおりとする。

（1）甲の取組

※構想の達成に向けた取組の内容を記載。

（2）甲の構想を達成するための乙による支援

本取組の周知や P R を行うと共に活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供等を行う。

（構想の対象区域）

第 4 本協定の対象区域を記載する。

※県外を含む場合は、長崎県内を含む取組とし、必要により具体的な区域を記載。

（協定期間）

第 5 本協定は、 年 月 日から 年 月 日まで効力を有するものとする。

2 本協定の 年 月 日以降の取扱いについては、甲、乙からの継続の申出により、特段の事情がない限り、延長できるものとする。

3 前項の場合においては、別途書面において協定期間を延長するものとする。

（その他必要と認められる事項）

第 6 甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

2 本協定の実施につき疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 通を作成し、甲乙記名の上、各自その 1 通を所持する。

年 月 日

甲 実施主体

乙 長崎県知事

様式第 3 号

建築物木材利用促進協定変更協議書

年 月 日

長崎県知事 様

(協定締結者) 所在地
氏名又は法人の名称
代表者職・氏名

年 月 日付けで締結した標記協定について、次のとおり変更
したいので、長崎県建築物木材利用促進協定実施要領第 8 の規定により協
議します。

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 添付資料
※変更内容、理由等が分かる資料

様式第4号

建築物木材利用促進協定に係る変更協定書（仮称）（雛型）

年 月 日付け、協定締結者（以下、「甲」という。）、長崎県知事（以下、「乙」という。）との間で締結した建築物木材利用促進協定を以下のとおり、変更する協定を締結する。

（協定の目的）

第1 本協定は、法律及び「木材利用の促進に関する指針」に即し、甲及び乙の連携及び協力により、建築物木材利用促進構想（以下、「構想」という。）の達成に寄与することを目的とする。

（甲による木材の利用に関する構想）

第2 ※構想の内容を記載

（構想の達成に向けた取組の内容）

第3 構想の達成に向けた取組は、次のとおりとする。

（1）甲の取組

※構想の達成に向けた取組の内容を記載。

（2）甲の構想を達成するための乙による支援

本取組の周知やPRを行うと共に活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供等を行う。

（構想の対象区域）

第4 本協定の対象区域を記載する。

※県外を含む場合は、長崎県内を含む取組とし、必要により具体的な区域を記載。

（協定期間）

第5 本協定は、年 月 日から 年 月 日まで効力を有するものとする。

2 本協定の年 月 日以降の取扱いについては、甲、乙からの継続の申出により、特段の事情がない限り、延長できるものとする。

3 前項の場合においては、別途書面において協定期間を延長するものとする。

（その他必要と認められる事項）

第6 甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

2 本協定の実施につき疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 協定締結者
乙 長崎県知事

様式第 5 号

建築物木材利用促進協定更新協議書

年 月 日

長崎県知事 様

(協定締結者) 所在地
氏名又は法人の名称
代表者職・氏名

年 月 日付けで締結した建築物木材利用促進協定について、次のとおり協定期間を更新したいので、長崎県建築物木材利用促進協定実施要領第 10 の規定により協議します。

- 1 現協定期間
- 2 更新期間
- 3 更新の理由

様式第 6 号

建築物木材利用促進協定解消の届出書

年 月 日

長崎県知事 様

(協定締結者) 所在地
氏名又は法人の名称
代表者職・氏名

年 月 日付けで締結した建築物木材利用促進協定について、次のとおり協定を解消したいので、長崎県建築物木材利用促進協定実施要領第 9 の規定により届け出ます。

- 1 協定期間
- 2 協定終了（解消）日
- 3 解消したい事由